

(公社) 全日本トラック協会 令和2年度血圧計導入促進助成事業 実施要領

(事業の趣旨)

第1条 (公社) 全日本トラック協会(以下「全ト協」という)は、過労死や健康起因事故の原因となる脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、乗務前点呼における血圧測定を推進するため、(公社) 福岡県トラック協会(以下「福ト協」という)の会員事業者が導入した血圧計の購入費用の一部を助成し、高機能な血圧計の普及促進を図る。

(助成対象)

第2条 令和2年4月1日から令和3年2月末日までの期間に、中小企業者^(注)で福ト協の会員事業所が、買取り(一括又は割賦)にて新たに設置した血圧計を助成対象とする。

- 2 助成対象機器は、全ト協交付要綱第2条の基準に適合する業務用の全自動血圧計(中古品を除く)で、全ト協が定めた機器に限るものとする。
- 3 第1項に規定する期間に導入したものであっても、全ト協が定める予算額に達した場合は、その時点で申請受付を終了する。

(注) 中小企業者とは、中小企業庁の解釈により、次のいずれかとする。

- ・ 資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
- ・ 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

(助成額)

第3条 助成額は血圧計の取得価格(消費税を除く)の2分の1で、5万円を上限とし、助成台数は1会員事業所あたり1台までとする。

- 2 国や他の団体等から助成金が交付されている場合は、助成金を交付しない。

(助成金の交付請求)

第4条 助成金の交付を受けようとするときは、令和3年2月末日までに次の申請書類を福ト協に提出しなければならない。

- ① 令和2年度血圧計導入促進助成申請書(助成金交付請求書)【様式1】
- ② 中小企業者であることが確認できる書類
※直近の事業報告書の資本金、従業員数の記載があるページ(事業概況報告書)等
- ③ 請求明細書の写し及び領収証の写し
※割賦の場合は割賦契約書の写し
- ④ 納品書の写し

(助成金の交付)

第5条 福ト協は申請書類を受理した場合、全ト協に実績報告書を提出し、全ト協の審査を経て交付された助成金を当該事業者に交付する。

(機器の処分制限)

第6条 助成金の交付を受けた事業者は、交付対象となった機器導入の日から起算して6年を経過するまでは、譲渡、廃棄、貸付又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第7条 助成金の交付を受けた事業者は、次の各号のいずれかに該当するとき、全ト協の請求に基づき助成金の全額もしくは一部を返還しなければならない。

(1) 本実施要領その他全ト協が定める事項に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、原則として、当分の間、全ト協が行うすべての助成事業に係る申請受付又は交付決定を行わないものとする。

(附則)

本実施要領は、(公社)全日本トラック協会が定める「血圧計導入促進助成金交付要綱」に基づき(公社)福岡県トラック協会が定め、令和2年4月1日より適用する。